

三河港 BCP (事業継続計画)

【感染症編】

令和 6 年 6 月

改訂履歴

[illegible]

目 次

1. 基本方針.....	1
1.1 本 BCP の目的.....	1
1.2 本 BCP で対象とする感染症.....	1
1.3 本 BCP で想定する対応期間・流行段階.....	2
1.4 本 BCP で対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象.....	4
2. 港湾機能の目標.....	5
3. 実施体制.....	6
4. 各流行段階において想定されるリスク.....	8
4.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時.....	8
4.2 感染症が懸念される中での災害対応時.....	9
5. 対応計画.....	11
5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時.....	11
5.2 感染症が懸念される中での災害対応時.....	17
6. マネジメント計画.....	20
6.1 事前対策.....	20
6.2 教育・訓練.....	22
6.3 BCP の見直し・改善.....	22

1. 基本方針

1.1 本 BCP の目的

新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

三河港臨海地区は、製造所や造船所などの重工業、自動車などの輸送機械の加工組立てを中心とした製造業が集積し、最近はこちらの工場に隣接して、ロジスティクス用地としての 3PL 企業の立地も増えている。三河港は、自動車産業などを中心とした「ものづくり」を支える国際貿易港であり、東三河のみならず、西三河、三遠南信の企業の原材料や製品の物流拠点として、重要な役割を担っている。

新型コロナウイルスを始めとした各種感染症（以下「感染症」という。）を起因としたパンデミックは社会経済活動に大きな影響を与える恐れがあり、感染症の拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、港湾 BCP（感染症編）（以下「感染症 BCP」）を位置づけるものとする。

1.2 本 BCP で対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、新型コロナウイルスによるパンデミックを教訓に、感染症への対策として本 BCP を策定することとする。

1.3 本 BCP で想定する対応期間・流行段階

感染症対策は、流行の段階に応じて取るべき対応が異なり、長期的な対応も想定される。こうした状況下であっても、港湾における感染症のまん延防止と事業継続を図ることが重要である。「港湾の事業継続計画策定ガイドライン（感染症編）（令和3年4月）」では、新型コロナウイルスの流行段階を、新型コロナウイルスが発生する前から、海外での発生や国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでの5つの段階に分類している。

一方、地域での流行状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、国における流行段階のうち、国内発生早期及び国内感染期については、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和元年10月）」における流行段階より、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期の3段階に分けて判断する。各流行段階における対応時期の目安は、以下のとおりである。

なお、流行段階の期間は極めて短くなる可能性があり、必ずしも順を追って進行するとは限らないということに留意が必要である。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制の整備・強化を図る時期を指す。関係機関、港湾関係者等において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識共有、感染症発生時に備えた対応の検討、連絡体制の充実、訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生したことがニュース等で取り上げられ、感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集・共有を行い、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期を指す。感染症の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の対応を確認する。

③県内未発生期

国内にて感染症が発生しているが、県内では感染症の患者は確認されていない時期を指す。全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染の拡大をできる限り抑える時期を指す。三河港での感染症発生に備えた対応を進めておく。

④県内発生早期

県内で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、県内感染をできる限り抑える時期を指す。三河港での感染拡大に備えた対応を進める。

⑤県内感染期

県内で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期を指す。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、関係機関、港湾関係者等が行う防疫措置の強化や業務の継続の維持を図る。

⑥小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期を指す。国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する。

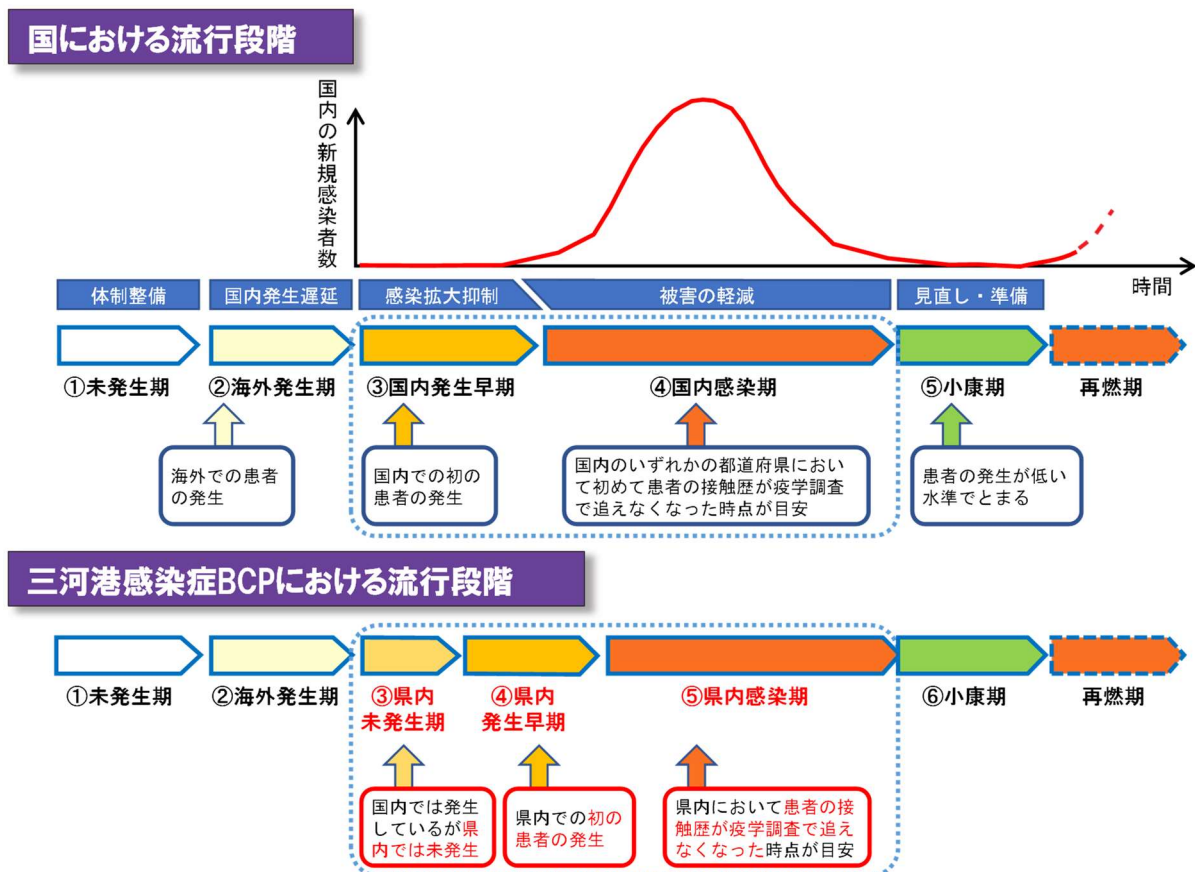


図 1-1 国と三河港感染症 BCP における流行段階

1.4 本 BCP で対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象

三河港の入港船舶の現状を踏まえ、港湾機能継続に影響を与えるケースとして、下記の事象を想定する。

(1) 対象とする事象

①感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

- ・ 国内外の貨物船

②感染症が懸念される中での災害対応時

- ・ 感染症発生時に災害対応で使用する船舶
(例えば、支援物資輸送、宿泊・入浴施設の代用等)

(2) 対象としない事象

- ・ クルーズ船など不定期の旅客船

※クルーズ船は感染症の流行に伴い、運航停止などの措置が取られることを鑑み、対象としないが、クルーズ船の長期停泊等が貨物の運航に影響を及ぼす場合については考慮する。

2. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗員に感染症が発生・拡大すると、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本 BCP は、感染症によって三河港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することではなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本 BCP に基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって感染拡大を的確に抑制していくこととする。

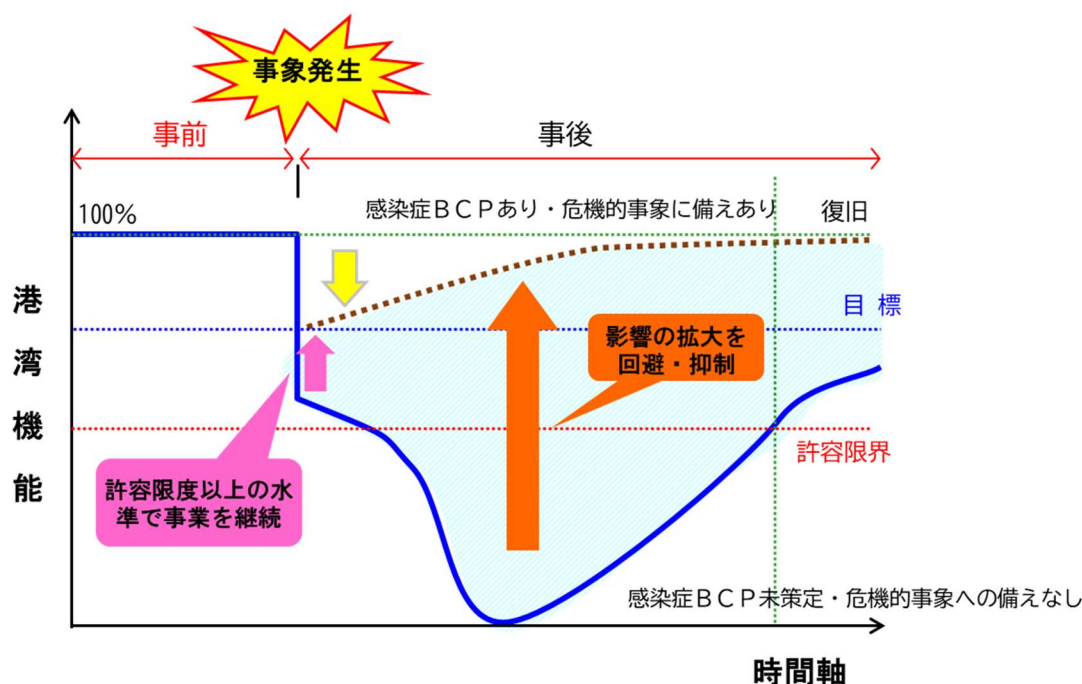


図 2-1 港湾における感染症 BCP の概念

3. 実施体制

「三河港 BCP（感染症編）」の実施体制については、既定の三河港 BCP 協議会（事務局：愛知県都市・交通局港湾課、三河港務所）（以下、「協議会」）が主体となり、感染症対応を担う厚生労働省や港湾所在自治体の保健所など感染症対策部局等と連携し、運営していく。

表 3-1（1） 三河港 BCP 協議会の構成員（順不同）

	機 関 名
港湾関係者	豊橋港港湾施設運営協議会 豊橋港運協会・田原港運営協議会 蒲郡港運協会 豊橋港船舶代理店会 蒲郡港船舶代理店会 伊勢三河湾水先区水先人会 三河港コンテナターミナル株式会社 衣浦港三河港船舶保安情報センター（株式会社東洋信号通信社）
建設業関係	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部 一般社団法人 愛知県建設業協会 愛知県港湾空港建設協会 東三土木研究会
臨海部企業	神野地区防災自治会 三河湾明海地区産業基地運営自治会 御津臨海企業懇話会 三河港振興会蒲郡地区委員会防災部会 田原臨海企業懇話会
地元市町	豊橋市 産業部 豊川市 産業環境部 蒲郡市 総務部 田原市 企画部
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署
道路管理者	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課 国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 愛知県 東三河建設事務所
行政	国土交通省 中部運輸局 海事振興部 国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所 財務省 名古屋税関 豊橋税関支署 愛知県 防災安全局 災害対策課
事務局	愛知県 都市・交通局 港湾課 愛知県 三河港務所

表 3-1（2） 感染症対応を担う連携機関（順不同）

	機 関 名
地元市町	豊橋市 保健所 感染症対策室 豊川市 危機管理課 蒲郡市 危機管理課 田原市 健康福祉部 観光課
行政	厚生労働省 名古屋検疫所 三河・福江出張所 愛知県 保健医療局 豊川保健所 愛知県 感染症対策局 感染症対策課

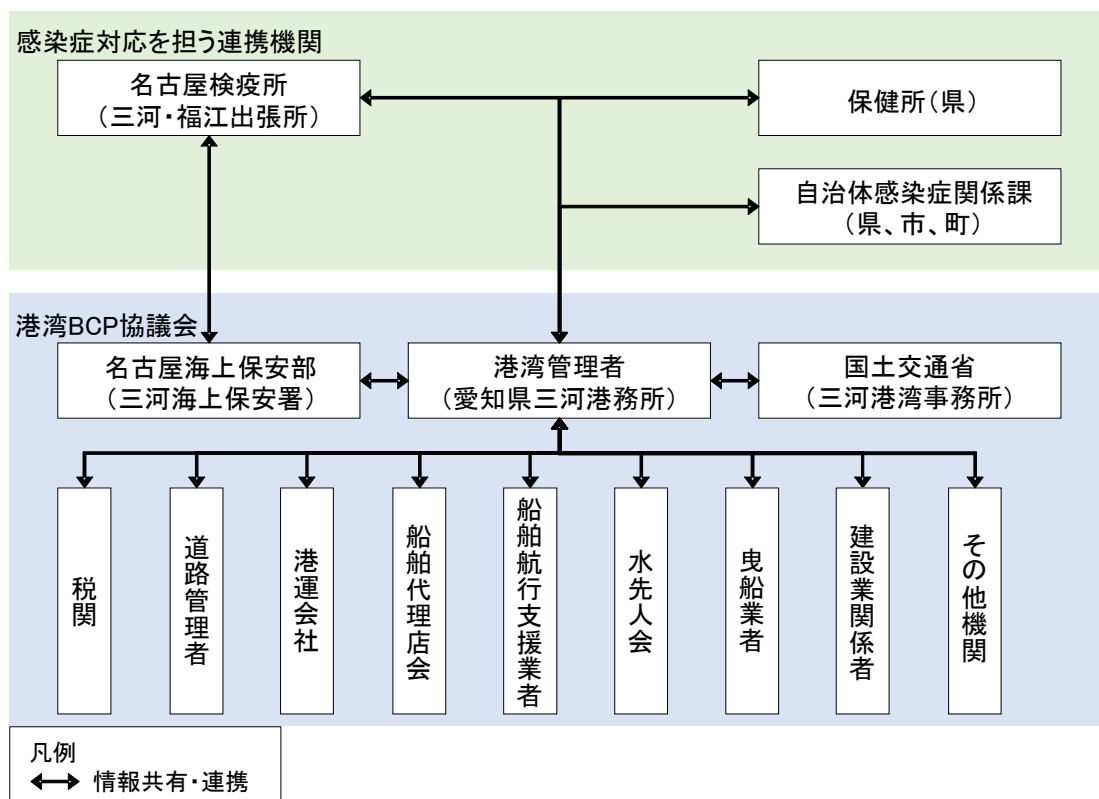


図3-1 三河港 BCP（感染症編）の実施体制

4. 各流行段階において想定されるリスク

4.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

(1) 未発生期

- ・ 特記事項なし

(2) 海外発生期

〈※(2)～(5)に跨るリスク〉

- ・ 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・ 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク
- ・ 外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- ・ 検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船等が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- ・ 感染疑い船の前港及び着岸岸壁により防疫機関が異なることによる混乱のリスク
- ・ 水先人が感染疑い船に乗り込めないことによる入港予定岸壁に着岸できないリスク
- ・ 検疫や消毒作業を実施する際に、大型船に対して岸壁を提供できないリスク
- ・ 外航貨物船の船員が外国にて交代・乗船することにより感染し入港するリスク
- ・ 外航貨物船の船員が前港以前の荷役労働者との接触により感染し入港するリスク

〈※(2)～(6)に跨るリスク〉

- ・ 無症状感染者から船員及び港湾関係の労働者に感染が拡大し、荷役に影響するリスク

(3) 県内未発生期

〈※(3)～(5)に跨るリスク〉

- ・ 港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク

4. 各流行段階において想定されるリスク
- 4.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時
- 4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(4) 県内発生早期

〈※(4)～(5)に跨るリスク〉

- ・通勤時や家族等からの感染、港湾関係の労働者の間や港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク
- ・食料や燃料、船用品など物的資源の調達及び補給に伴い船員が濃厚接触者等になるリスク
- ・着岸後における港湾関係の労働者からの外航貨物船の船員への感染拡大により、本船の自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク

(5) 県内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

(6) 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染が再発生するリスク

4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(1) 未発生期

- ・特記事項なし

(2) 海外発生期

〈※(2)～(5)に跨るリスク〉

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、県内に流入するリスク

(3) 県内未発生期

〈※(3)～(5)に跨るリスク〉

- ・県外で感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE等による支援等が受けられないリスク
- ・派遣部隊に感染者が発生し、県外から感染が流入するリスク

- 4. 各流行段階において想定されるリスク
- 4.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時
- 4.2 感染症が懸念される中での災害対応時

（４）県内発生早期

〈※（４）～（５）に跨るリスク〉

- ・ TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク
- ・ 被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- ・ 被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

（５）県内感染期

- ・ 県内に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE等による支援等が受けられないリスク
- ・ 被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）に感染が拡大し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- ・ 外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生するリスク

（６）小康期

- ・ 措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

5. 対応計画

5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

(1) 感染予防対策

① 未発生期

- ・未発生期における感染症への備えは、「6. マネジメント計画」を参照すること。

② 海外発生期

- ・港湾管理者は、国土交通省中部地方整備局等や保健所、保健福祉センター、検疫所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」）との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、協議会を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。
- ・海外からの渡航者若しくは乗組員から、またはそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、港湾管理者は船社及びターミナル関係者等（以下「船社等」）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。
- ・船舶から感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合、船社または船舶代理店は、速やかに関係行政機関に報告するとともに防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離等の所要の措置を行う。また、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。
- ・港湾管理者は、名古屋検疫所三河・福江出張所が「新型コロナウイルスへの感染症の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」（以下、「対処方針」）を参考に関係行政機関と共有した情報を把握する。
- ・港湾管理者は、これら情報を取りまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及び船社並びにその他の協議会構成員等との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置きの状況把握に努める。

5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

③ 県内未発生期

- ・ 港湾管理者は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会等を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ・ 船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置を強化し、業務の継続性を維持できるよう、従業員等のローテーション勤務や職務の代替等について検討する。
- ・ 感染者等が判明した場合は、当該船社等は、速やかに、関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。また、船社または船舶代理店は、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて 情報共有を行う。

⑤ 県内発生早期

- ・ 県内未発生期の取組を継続し、通勤時の感染または家族や友人からの感染に備えた感染予防措置の強化を行う。船舶から感染者等が判明した場合は、船社または船舶代理店は、速やかに関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。
- ・ 船社等は、業務の継続性を維持できるよう、従業員等のローテーション勤務や職務の代替等について必要に応じて実施する。
- ・ 船社または船舶代理店は、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。
- ・ 港湾労働者の感染が判明した場合には、港運事業者等は、当該従業員が船内での業務に従事した船舶等、接触した可能性がある関係者に対し、必要に応じて情報共有を行う。

⑥ 県内感染期

- ・ 船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を行う。船舶から感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。
- ・ 県内発生早期の取組を継続し、港湾管理者は防疫関係機関との連携のもと、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会等を通じた情報の共有・更新を強化する。

5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

- ・ 港湾労働者の感染が判明した場合には、港運事業者等は、当該従業員が船内での業務に従事した船舶等、接触した可能性がある関係者に対し、必要に応じて情報共有を行う。
- ・ 船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、従業員等に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い、業務の継続性を維持できるよう従業員等のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。
- ・ 関係機関、港湾関係者は感染者を早期に発見し感染症の拡大防止を図るため感染症の抗原検査キット等の活用を検討する。

⑦ 小康期

- ・ 国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、協議会構成員は、状況に応じて必要な対策を継続する。
- ・ 船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を行う。
- ・ また、協議会構成員は、感染症の予防・防疫資機材の補充や、対応の見直しを行う。
- ・ 港湾管理者は、県内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて三河港感染症 BCP の改善、見直しを検討する。

5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

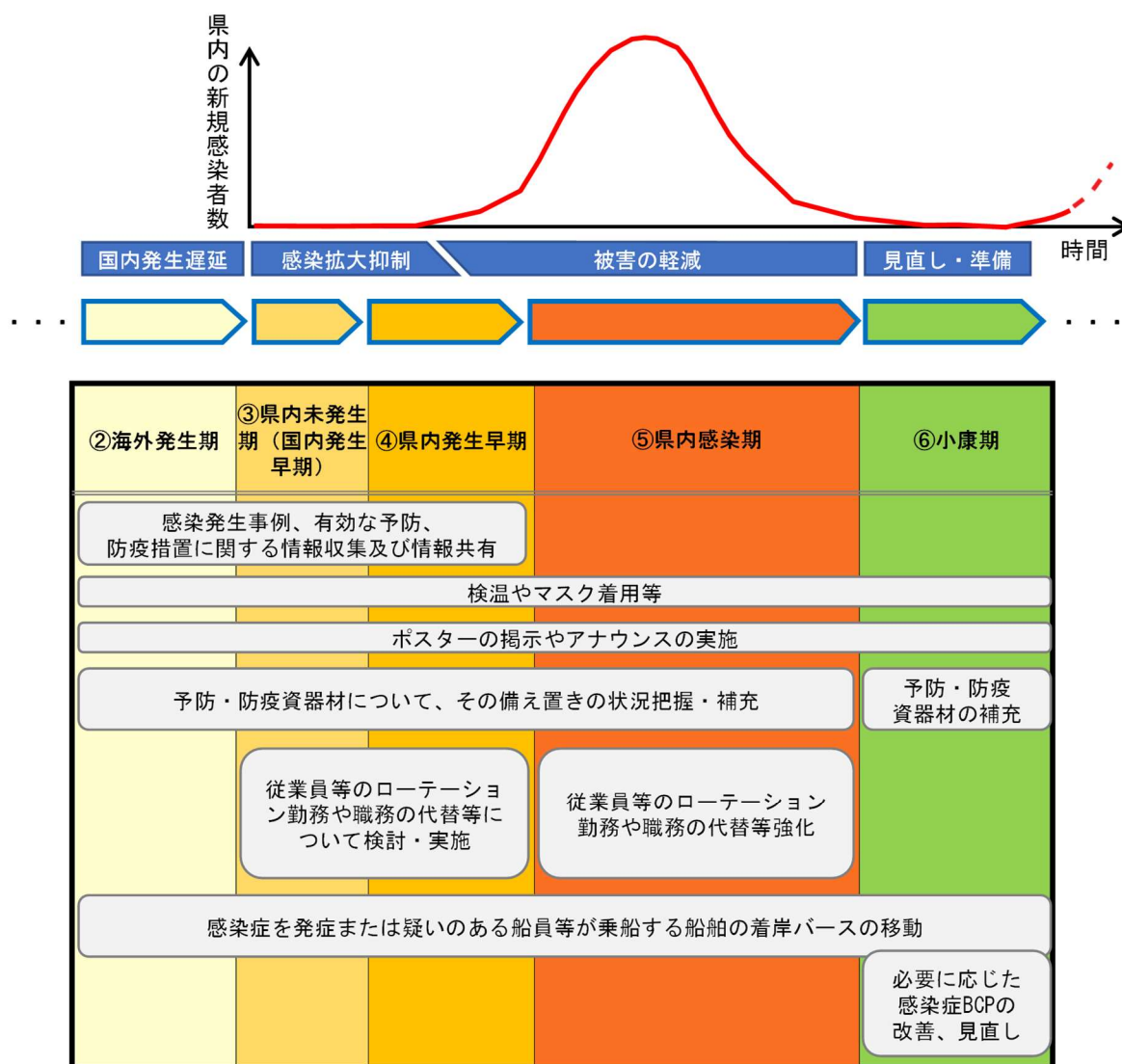


図 5-1 各流行段階における主な対応方策

5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

- ・船社、船舶代理店は、乗組員に感染者等が発生した場合、関係行政機関に連絡を行うとともに、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員の隔離を行うなどの感染防止対策の徹底を図る。
- ・港運事業者は、防疫関係者等と対応を相談し、濃厚接触者となった作業員の隔離等を行い、感染防止対策の徹底を図る。検疫、荷役等の対応について、対応方針を参考に対応する。
- ・港湾管理者は、港湾運営上の支障が生じたときは、感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の着岸バースを、以下の条件を踏まえて、船社・船舶代理店、港運事業者等と調整の上、事前対策で整理した岸壁より選定し、当該船舶の移動の指示または要請を実施する。

着岸バース の選定条件	-バースの規模（当該船舶が係留可能な水深、延長） -バースの使用状況（使用予定） -荷捌き地等の規模（面積等） -使用する荷役機械の有無 -SOLAS 対応（外貨貨物の場合）
----------------	---

- ・港湾管理者は、これら情報を取りまとめ、協議会構成員等へ必要に応じて情報共有を行う。
- ・上記の対応の際には、以下について特に留意する。
 - 水際対策の徹底は、他のあらゆる事項に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を尊重する。
 - 感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。

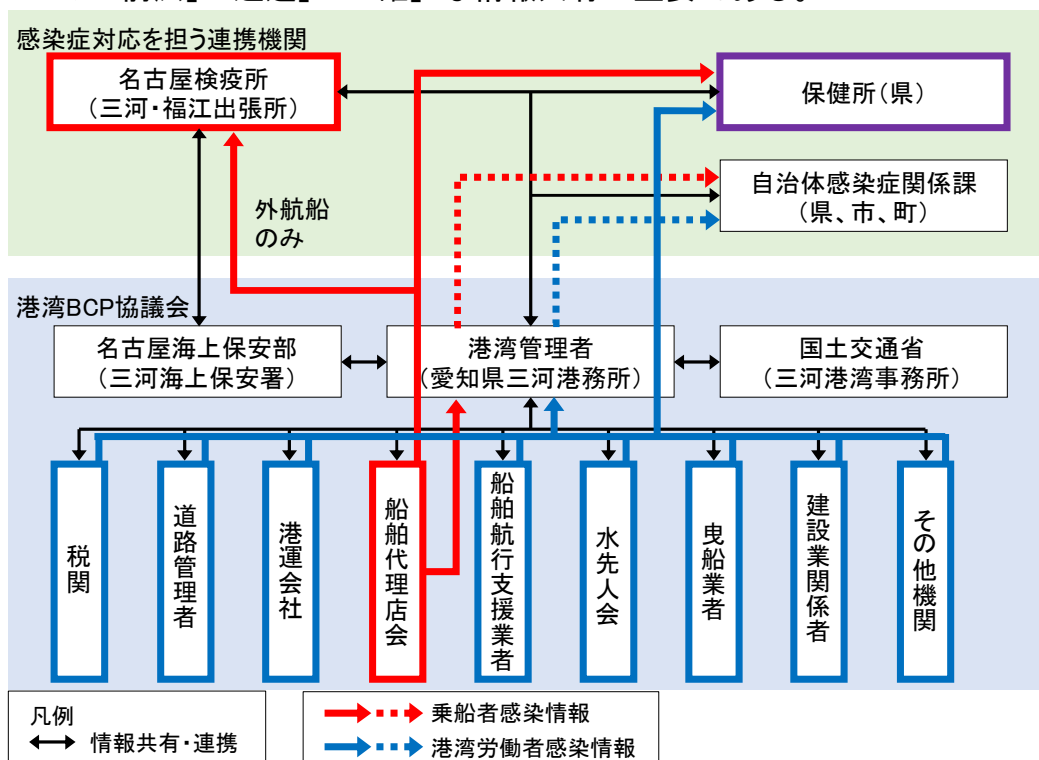


図5-2 感染者等が発生した場合の連絡体制

5.1 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

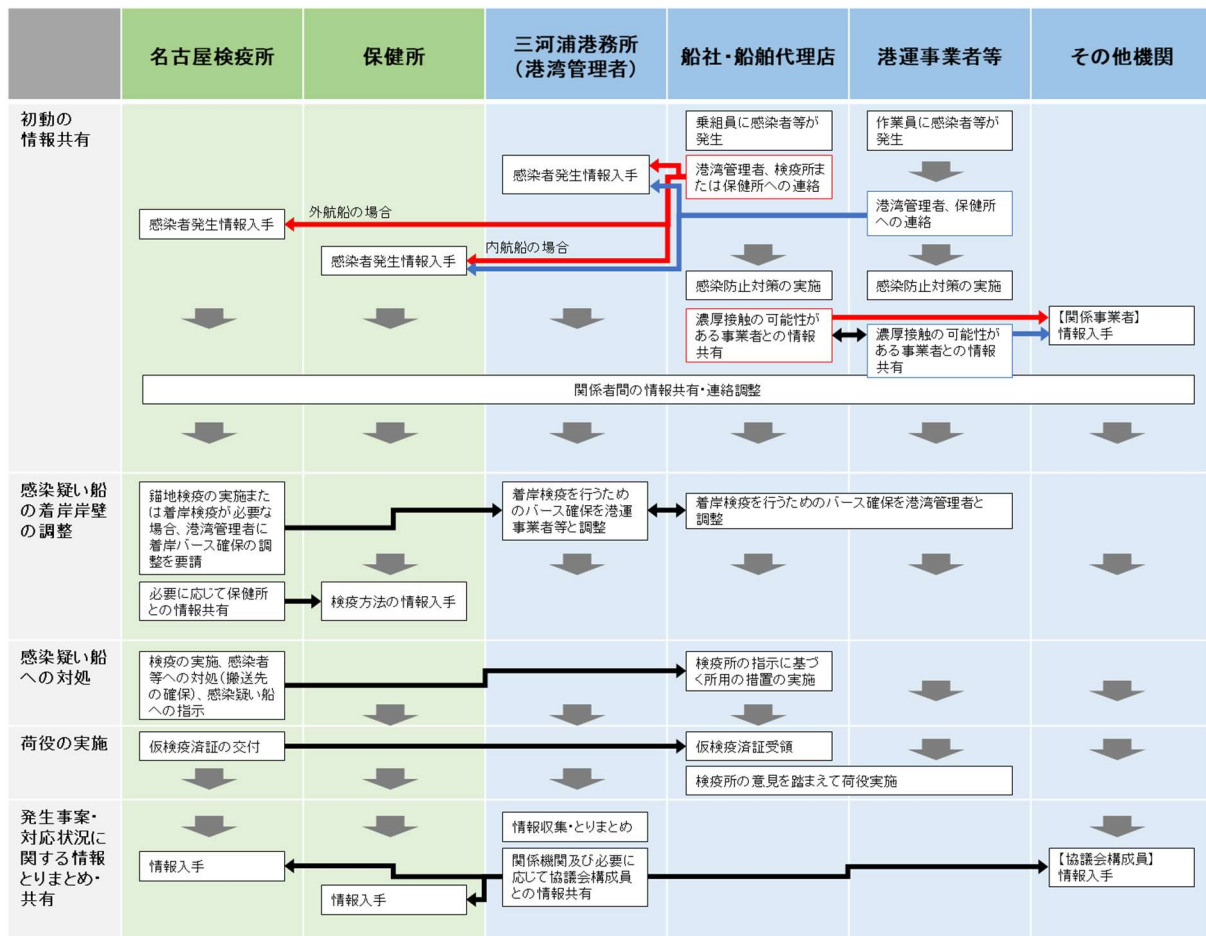


図 5-3 感染者等が発生した場合の関係機関の活動フロー

5.2 感染症が懸念される中での災害対応時

(1) 感染予防対策

① 未発生期

- ・未発生期における感染症への備えは、「6. マネジメント計画」を参照すること。

② 海外発生期

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、港湾管理者及び中部地方整備局は、防疫関係機関との連携のもとに、外国からの災害対応従事者の感染対策（マスク着用、WEB 会議による三密回避等）、検温、支援船の着岸バース調整を行う。
- ・外国からの支援について協議会を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。
- ・協議会構成員は感染予防対策用品の状況を把握し、必要に応じて補充を実施する。

③ 県内未発生期

- ・港湾管理者及び中部地方整備局は、派遣部隊を含め災害対応従事者の感染対策（マスク着用、WEB 会議による三密回避等）、検温、支援船の着岸バース調整を行う。
- ・支援について協議会を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。

④ 県内発生早期

- ・県内未発生期の取組に加え、港湾管理者及び中部地方整備局は、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。
- ・中部地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB 会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。
- ・災害対応従事者から、感染者等が判明した場合、協議会構成員は、速やかに防疫関係機関、港湾管理者に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離等の所要の措置を行う。
- ・協議会構成員は、接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。また、港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、協議会構成員へ必要に応じて情報共有を行う。
- ・被害状況調査や災害復旧活動等のローテーションによる実施体制の検討を行う。

⑤ 県内感染期

- ・ 県内発生早期の取組に加え、港湾管理者は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会の場を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ・ 災害対応従事者は、感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置の徹底強化を行う。
- ・ 必要に応じて、被害状況調査や災害復旧活動等のローテーションによる実施を行う。

⑥ 小康期

- ・ 国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスクを想定し、県内感染期の取組を状況に応じて必要な対策等を行う。
- ・ 協議会構成員は感染予防対策用品の補充を実施する。

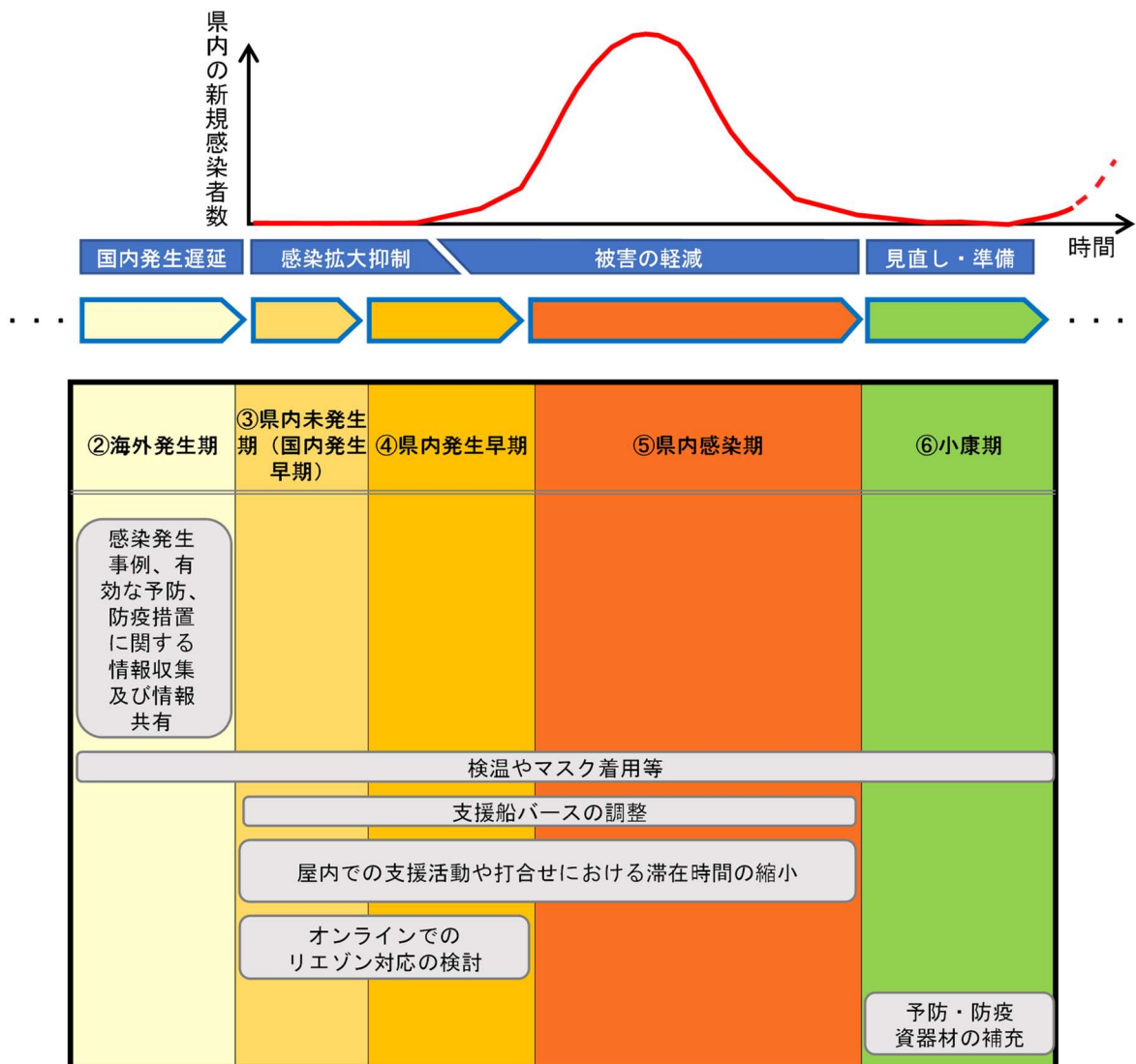


図5-3 各流行段階における主な対応方策（災害対応時）

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

- ・ 災害対応従事者等に感染者等が発生した場合、防疫関係機関・港湾管理者に連絡を行うとともに、協議会構成員に対して適宜、必要に応じて情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関と対応を相談し、他の災害対応従事者等の隔離を行うなどの感染防止対策の徹底を図る。
- ・ 上記の対応の際には、以下について特に留意する。
 - 水際対策の徹底は他のあらゆる事項に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する必要がある。
 - 感染者等が発生した事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」、「迅速」、「正確」な情報共有が重要である。

6. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症 BCP のマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCA サイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などを関係者間で共有しておくものとする。

また、感染症の発生時に迅速な対応及び連携を行うために、協議会各構成員において、感染症に対する対応要領や BCP 等の作成を検討する。

6.1 事前対策

(1) 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時

- ・港湾管理者は、協議会を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備し、国内外における感染症発生の動向に常に注視する。
- ・港湾管理者は、感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶を着岸させるバースの候補地として、各岸壁の規模、利用状況、ヤード面積、アクセス等を整理しておく（表 6-1 参照）。
- ・船社等は必要に応じて、船員、従業員、旅客が感染した場合に備え、感染発生時の対応の検討を行うとともに、感染症の予防・防疫資機材の準備を行う。
- ・船社等は、県内未発生期に入った時点で、「5. 対応計画」に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を確認し、従業員等の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認をし、必要に応じて見直しを行う。

6. マネジメント計画

6.1 事前対策

表 6-1 三河港における岸壁の規模、利用状況等

地区名	岸壁名	バース数	バース占有率	水深(m)	延長(m)	最大けい船能力(DWT)	取扱貨物量(t)	取扱貨物量(第1位)		取扱貨物量(第2位)		取扱貨物量(第3位)		荷さばき		利用水準(t/m)
								品目名	取扱貨物量(t)	品目名	取扱貨物量(t)	品目名	取扱貨物量(t)	エプロン幅(荷捌地)(m)	荷さばき地及び保管施設(m ²)	
蒲郡地区	竹島埠頭1号岸壁	1	21.1%	-6.0	96	3,000	—	—	—	—	—	—	—	9.0	—	—
	竹島埠頭2号岸壁	1	51.5%	-7.5	131	5,000	—	—	—	—	—	—	—	9.0	—	—
	竹島埠頭3号岸壁	1	42.9%	-7.5	134	5,000	—	—	—	—	—	—	—	9.0	—	—
	蒲郡埠頭1号岸壁	10	280.5%	-4.5	600	700	0	—	—	—	—	—	—	7.5	—	0.0
	蒲郡埠頭2号岸壁	2	25.4%	-5.5	180	2,000	54,294	非金属鉱物	31,090	廃土砂	16,244	砂利・砂	6,960	15.0	—	301.6
	蒲郡埠頭3号岸壁	1	22.9%	-5.5	90	2,000	0	—	—	—	—	—	—	14.2	—	0.0
	蒲郡埠頭4号岸壁	1	12.6%	-10.0	185	15,000	20,429	砂利・砂	7,498	廃土砂	3,060	窯業品	2,272	18.6	—	110.4
	蒲郡埠頭5号岸壁	3	51.2%	-7.5	390	5,000	118,541	コークス	69,053	化学肥料	17,547	窯業品	10,779	20.0	—	304.0
	蒲郡埠頭6号岸壁	1	9.7%	-5.5	90	2,000	2,250	水	1,200	動植物性製造飼肥料	800	その他石油	250	15.0	—	25.0
	蒲郡埠頭7号岸壁	1	27.5%	-5.5	90	2,000	67,117	鋼材	67,117	—	—	—	—	15.0	—	745.7
	蒲郡埠頭8号岸壁	3	18.8%	-7.5	390	5,000	11,732	鋼材	7,715	窯業品	2,056	動植物性製造飼肥料	1,050	20.0	—	30.1
	蒲郡埠頭9号岸壁	1	7.7%	-10.0	185	15,000	85,263	完成自動車	85,009	水	254	—	—	20.0	—	460.9
	蒲郡埠頭10号岸壁	5	90.1%	-4.0	250	—	0	—	—	—	—	—	—	10.0	—	0.0
	蒲郡埠頭11号岸壁	1	17.1%	-11.0	250.4	18,000	965,480	完成自動車	965,335	水	145	—	—	20.0	—	3,855.8
	浜町埠頭1号岸壁	1	19.2%	-10.0	185	15,000	5,451	鋼材	3,937	コークス	1,411	産業機械	58	40.0	—	29.5
	浜町埠頭2号岸壁	1	15.6%	-7.5	130	5,000	237	鋼材	237	—	—	—	—	40.0	68,130.93	1.8
	鵜沼頭	1	1.4%	-4.5	60	700	—	—	—	—	—	—	—	15.0	4,941.83	—
御津地区	御津埠頭1号岸壁	2	93.7%	-5.5	200	2,000	2,701	砂利・砂	2,701	—	—	—	—	15.0	20,903.40	13.5
神野地区	神野1号岸壁	6	29.6%	-4.5	360	700	1,500	砂利・砂	1,500	—	—	—	—	14.8	—	4.2
	神野2号岸壁	3	80.3%	-5.5	270	2,000	28,839	砂利・砂	12,870	鋼材	8,374	金属くず	5,100	14.8	—	106.8
	神野3号岸壁	7	238.3%	-7.5	910	5,000	375,841	鋼材	208,178	金属くず	116,797	非金属鉱物	13,783	20.0	—	413.0
	神野4号岸壁	4	76.3%	-10.0	740	15,000	1,827,411	完成自動車	1,486,879	セメント	209,497	鋼材	66,256	20.0	—	2,469.5
	神野5号岸壁	3	0.0%	-4.0	150	500	0	—	—	—	—	—	—	10.0	—	0.0
	神野6号岸壁	3	0.0%	-4.0	150	500	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	—
	神野7号岸壁	4	114.4%	-11.0 ～ -12.0	970	10,000 30,000	2,463,846	完成自動車	2,021,934	鋼材	274,367	非金属鉱物	43,103	20.0	507,390.84	2,540.0
	(内コンテナ取扱貨物量)						84,361	燃料・肥料・食糧穀類、その他化学工業品	31,452	自動車部品	21,696	金属くず	4,134			
	神野8号岸壁	1	10.6%	-12.0	240	30,000	94,126	窯業品	16,275	自動車部品	15,485	脂・その他化学工業品	12,056	20.0	—	392.2
	(内コンテナ取扱貨物量)						92,698	自動車部品	15,485	窯業品	15,055	燃料・肥料・食糧穀類、その他化学工業品	12,056			
明海地区	船渡1号岸壁	10	201.4%	-4.0	500	500	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—	—
	船渡2号岸壁	5	40.6%	-5.5	450	2,000	124,685	砂利・砂	61,360	金属くず	44,299	鋼材	19,026	15.0	41,623.46	277.1
	船渡3号岸壁	6	58.4%	-4.5	360	2,000	25,602	金属くず	16,164	砂利・砂	7,520	鋼材	1,918	15.0	—	71.1
田原地区	田原1号岸壁	2	82.2%	-4.5	120	700	0	—	—	—	—	—	—	15.0	—	0.0
	田原2号岸壁	4	50.8%	-5.5	400	2,000	436,555	廃土砂	272,680	LPG(液化石油ガス)	84,864	鉄鋼	41,709	14.0	15,530.77	1,091.4

(2) 感染症が懸念される中での災害対応時

- ・港湾管理者は、以下について調整・検討を行う。
- ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・協議会等を活用し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した三河港のBCPの改善・拡充。
- ・感染症発生時における災害対応継続に向けた災害対応従事者の勤務体制（班別出勤体制・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）。
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン等による遠隔地からの状況把握やWEB会議の活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・感染症がまん延時の、被災者の保護、避難移動等の対応策。
- ・マスク、消毒液など衛生用品・感染予防対策用品の確保。
- ・感染症発生時におけるTEC-FORCEの派遣方針に関する中部地方整備局との認識の共有。

6.2 教育・訓練

- ・協議会は、名古屋検疫所三河・福江出張所や保健所が実施している関係機関が連携した感染症訓練をはじめとし、港湾における感染症の発生を想定した教育・訓練を実施することとする。
- ・特に海外発生期や県内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うこととする。
- ・感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症 BCP に基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定期的に設けるものとする。

6.3 BCP の見直し・改善

- ・本 BCP の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、感染症の対応事例、各種検討結果及び協議会構成員等の BCP 等に基づき、適宜、本 BCP の見直し・改善を行う。
- ・本 BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期の時点で、具体の対処行動等の振り返り、必要に応じて本 BCP の見直しを行うこととする。
- ・なお、本 BCP では三河港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である中部地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。